HVC-C2W 用 SDK 使用許諾契約

HVC-C2W 用 SDK のダウンロード前に、以下の使用許諾契約をよく読み、同意いただける場合のみダウンロードを行ってください。なお、「同意します」ボタンを押下したかどうかにかかわらず、SDK を当社提供のサイトまたは外部のサイトからダウンロードされた場合、またはその他の方法により SDK を入手され、使用を開始した場合には、本使用許諾契約に同意いただけたものとみなします。

オムロン株式会社(以下「当社」といいます)は、「本ソフトウェア」(第1条に定めます)の使用許諾に関し、次の通り使用条件を定めます。この使用条件を承諾した場合に限り、本ソフトウェアを使用することができます。

第1条 定義

- ① 本機器:ヒューマンビジョンコンポ HVC-C2W (形 B5T-003001-U01JP)
- ② 本ソフトウェア:本条第3号~第5号にて定める「本仕様書」「本サンプルプログラム」「本ソフトウェアライブラリ」で構成される本機器専用SDK
- ③ 本仕様書:本ソフトウェア内「doc」フォルダ以下に格納されている文書の総 称
- ④ 本サンプルプログラム:本ソフトウェア内「sample」フォルダ以下に格納されている文書に記載されているソースコードの総称
- ⑤ 本ソフトウェアライブラリ:本ソフトウェア内「libs」「include」フォルダ以下に格納されている、本機器駆動用バイナリファイルプログラムおよびヘッダファイルの総称
- ⑥ ユーザ:本ソフトウェアをダウンロードその他の方法で入手し、使用する者 (個人および法人を含みます)
- ⑦ ユーザ作成アプリ:本機器を使用する目的で、ユーザが本ソフトウェアを使用して作成するアプリケーション
- ⑧ アプリ識別情報:本機器と、スマートフォン等を接続するためのサーバにユーザ作成アプリがアクセスするために、アプリごとに割り当てられる情報であって、AppID および ApiKey からなります。
- SensingEggProject サイト:以下のページをトップページとして構成される当 社提供の Web サイト

http://plus-sensing.omron.co.jp/egg-project/

第2条 使用許諾

- (1) 当社は、ユーザに対し、次の権利を許諾します。
 - ① 本ソフトウェアを使用して、ユーザ作成アプリを作成し使用する権利。ユーザは、本ソフトウェアのうち本ソフトウェアライブラリに限りユーザ作成アプリに組み込むことができます。
 - ② ユーザ作成アプリを、「App Store」(Apple 社提供) または「Google Play」 (Google 社提供) または「Amazon Android ストア」(Amazon 社提供) または「MOVERIO Apps Market」(SEIKO EPSON 社提供) (以下「配布サイト」といいます)を通じて無償または有償で頒布する権利。
- (2) 前項の定めにかかわらず、ユーザは以下の行為を行うことができます。なお、これらの行為を行うにあたっては、別記「商標等の取り扱い」を遵守いただくものとします。
 - ① 本サンプルプログラムの一部または全部を複製しあるいは改変して、ユーザ の管理する Web サイト、ブログ、ソーシャルネットワーキングサービスその 他の媒体または SensingEggProject サイト内に開設されるフォーラムで公開 する行為。
 - ② 本サンプルプログラムまたはその改変物を実行形式に変換して実行した結果 を、ユーザの管理する Web サイト、ブログ、ソーシャルネットワーキングサービスその他の媒体または SensingEggProject サイト内に開設されるフォーラムで公開する行為。

第3条 料金

別途当社の定める場合を除き、ユーザは本ソフトウェアを無料で使用することができます。

第4条 ユーザの義務

- (1) ユーザは、本契約の内容に加え、本機器に添付される「必ずお読みください」「ご利用条件」等の記載事項、および Sensing Egg Project サイトに掲載された利用規約も併せて遵守しなければなりません。
- (2) ユーザは、複数のユーザ作成アプリを作成しようとするときは、アプリごとにアプリ識別情報を取得しなければなりません。
- (3) ユーザは、ユーザ作成アプリの作成にあたり、本機器で撮影される可能性のある 人物の肖像権、プライバシーに関する権利の侵害や、著作権法等の各種法令への 違反のないようにしなければならず、またユーザ作成アプリをダウンロード等し た第三者が意図せずこれらの違反をしてしまうことのないようにしなければなり ません。

第5条 禁止事項

- (1) ユーザは、以下各号に定める行為をしないものとします。
 - ① 第2条に定める範囲を超えた本ソフトウェアの使用
 - ② 本ソフトウェアを使用した、悪質、不正、または不法なアプリケーションの 作成
 - ③ 本ソフトウェアのうち、本サンプルプログラム以外のものに対する改変・改 造行為やリバースエンジニアリング等の解析行為
 - ④ アプリ識別情報を他人に譲渡、開示したり、複数のユーザ作成アプリに同一 のアプリ識別情報を設定する行為
 - ⑤ 本ソフトウェアの使用、またはユーザ作成アプリに関し、ユーザが当社や当 社の代理人であると誤認させるような行為
 - ⑥ アプリ識別情報の取得にあたり、虚偽の情報を当社に対して送信する行為
 - ⑦ 前各号に定める行為を第三者が行えるようになる情報を公開する行為
- (2) ユーザは、本機器の「ご利用条件」を逸脱させるおそれのある次のようなユーザ 作成アプリを作成しないものとします。詳しくは本機器の「ご利用条件」を参照 してください。
 - ① 防犯を目的としたり、安全を保証したりするアプリ
 - ② 高い安全性が必要とされる用途向けのアプリ
 - ③ 高い信頼性が必要な用途向けのアプリ
 - ④ 厳しい条件または環境での用途向けのアプリ
 - ⑤ 自動車(二輪車含む)用途向けのアプリ
 - ⑥ その他本機器付属文書に記載のない条件や環境での用途向けのアプリ

第6条 承諾事項

- (1) ユーザは、以下のことを承諾するものとします。
 - ① 当社はユーザのアイデアと同一または類似の機能を持つアプリを開発する可能性があります。
 - ② 不正、不法、悪質なユーザ作成アプリを発見した場合、または第 5 条に定める禁止事項に該当する行為を関知した場合、当社は当社の判断で、当該アプリの当社サーバへの接続禁止、当該アプリの配布サイトその他の Web サイトにおける公開停止または削除の請求、アプリ識別情報の抹消、損害賠償の請求等の措置を行うことがあります。このとき、当社は、ユーザに対してこれらの措置を行った理由等について説明をする義務を負いません。
 - ③ 通信事情、メンテナンス等により、一時的に本機器とユーザ作成アプリが接続できなくなったり通信が遅延したりする場合があります。

④ 当社は、改善や当社都合等により、本ソフトウェアの仕様を変更したり、提供を中止したりすることがあります。

第7条 知的財産権

- (1) 当社は、本ソフトウェアの使用に関する非独占の権利を第 2 条に定める範囲でユーザに許諾するものであり、本ソフトウェアの所有権は当社に帰属します。また、本ソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権は当社または当社に利用許諾を与えた第三者に帰属します。
- (2) ユーザは、本ソフトウェア内に記載されている、当社または当社に利用許諾を与えた第三者の著作権表示、商標表示等を削除または改変してはなりません。
- (3) ユーザ作成アプリのうち、当社以外の者が作成した部分に関する著作権は、作成者に帰属します。
- (4) ユーザによる本ソフトウェアの使用、またはユーザ作成アプリの作成を通じてユーザが発明、考案、意匠の創出等(以下「発明等」といいます)を行った場合、これらについての知的財産権(知的財産権を受ける権利を含みます)はユーザに帰属します。ただし、当該発明等に関する権利の取得に関しては、情報の管理を含め、ユーザが自己の責任と費用において実行するものとし、当社はその手続き等に関して一切関知せず、また助言等も行わないものとします。
- (5) ユーザは、ユーザ作成アプリに関して取得した知的財産権(著作権、著作者人格権に限らず、特許権等も含みます)を当社、当社の関連会社、当社の業務委託先、当社の顧客に対して行使しないことに同意するものとします。また、当該知的財産権(知的財産権を受ける権利を含みます)を第三者(ユーザが所属する法人を含みます)に譲渡等する場合には、ユーザは当該第三者に対して、当社、当社の関連会社、当社の業務委託先、当社の顧客に対して当該権利の行使をさせない条件を課すことに同意するものとします。
- (6) 当社の商号、商標または登録商標については、別記「商標等の取り扱い」の通り 取り扱うものとします。

第8条 保証および免責

- (1) 当社は本ソフトウェアを現状有姿のまま提供するものとし、完全性、非侵害性等については保証しません。
- (2) 当社は、本ソフトウェアの使用およびアプリ識別情報の取得に関し、サポートの 義務を負いません。
- (3) 当社は、本ソフトウェアについて瑕疵が存在することを知った時には、それを修補正するよう努めますが、完全に瑕疵が解消されることは保証しません。
- (4) 本ソフトウェアの使用、またはユーザ作成アプリに関連して生じた、ユーザまた

は第三者が所有するコンピュータシステム、スマートフォンその他の機器の不具合やデータ消失等、その他直接的・間接的を問わずあらゆる損害について、当社は一切の責任を負いません。当社がそのような損害が生じる可能性について事前に知っていた場合も同様とします。

- (5) 本ソフトウェアのユーザによる使用、またはユーザ作成アプリに起因して、当社 所有のサーバ、コンピュータシステムまたはその他の機器、当社が本機器用に使 用する権利を取得している第三者所有のサーバ、コンピュータシステムまたはそ の他の機器に不具合やデータ消失等が生じ、これにより当社に損害が発生した場 合、当社はユーザに対しその損害の賠償を求めることができるものとします。
- (6) 本ソフトウェアのユーザによる使用、またはユーザ作成アプリに関して、ユーザと第三者(本ソフトウェアに関して当社に利用許諾を与えた第三者を含む)との間で知的財産権その他の理由による紛争が生じた場合、ユーザの責任と費用で解決を行うものとし、当社は一切の責任を負いません。
- (7) 本ソフトウェアのユーザによる使用、またはユーザ作成アプリに関して、当社と 第三者(本ソフトウェアに関して当社に利用許諾を与えた第三者を含む)との間 で知的財産権その他の理由による紛争が生じ、これにより当社に損害が発生した 場合、当社はユーザに対してその損害の賠償を請求することができるものとしま す。

第9条 使用許諾契約の変更

- (1) 当社は、当社の判断により、本使用許諾契約を任意のタイミング、任意の理由で変更することができるものとします。
- (2) 当社は、本使用許諾契約を変更する場合には、変更内容と変更の効力発生日を SensingEggProject サイトの登録メンバーに対して通知するものとします。
- (3) 変更後の本使用許諾契約は、当社が別途定める場合を除き、SensingEggProject サイト上に表示した時点より効力を生じるものとします。
- (4) ユーザが、変更の効力発生日後に本ソフトウェアを使用し、ユーザ作成アプリを 作成し、またはユーザ作成アプリを頒布する場合には、変更後の本使用許諾契約 の全ての記載内容に同意したものとみなされます。

第10条 準拠法・裁判管轄

本契約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。本契約に関して紛争が生じた 場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とします。

以上

2015/10/06 初版 2016/02/18 改訂

別記 <商標等の取り扱い>

ユーザ作成アプリの使用、頒布等における当社の商標等の取り扱いは以下のとおりです。

(1)ロゴの使用

使用を禁止します。ただし、「+SENSING」サイト「当サイトのご利用にあたって」内、「7.リンクについて」(http://plus-sensing.omron.co.jp/terms/#section7)に記載のリンク用画像を、記載された方法で使用する場合に限り、使用を許可します。

(2)文字での使用

- ①「オムロン」「OMRON」: "オムロンの「家族目線(HVC-C2W)」用のアプリです" 等、 当社商品の説明としてのみ使用してください。
- ②「家族目線」:「家族目線 (HVC-C2W)」(かぎかっこ付き) で使用してください。
- ③「SensingEggProject」: 当社の Web サイト (http://plus-sensing.omron.co.jp/egg-project/) の説明としてのみ使用してください。
- ④「+SENSING」「PLUS SENSING」: 当社の Web サイト(http://plus-sensing.omron.co.jp/)の説明としてのみ使用してください。
- ⑤「OKAO」「OKAO Vision」:使用不可。「OKAO」の語を使わず、「オムロンの顔認識技術」等と表現してください。